

厚生発 0528 第 1 号
7 輸国 第 752 号
令和 7 年 5 月 28 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からアメリカ合衆国向けに輸出する食肉からの腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145 及び 0157 の検査法については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）別紙 US-A1-1「アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設における牛肉からの腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145 及び 0157 の検査法について」により示しているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

別紙 US-A1-1 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 本文 4「増菌培養」について、各スクリーニング検査法に関する例を一部削除及び追加するとともに、別添 3 に記載することとしたこと。

- (2) 本文4「増菌培養」について、サンプリングにより採取した検体が所定の重量を超過した際に、超過分を別検体とする場合の検体重量の制限を規定したこと。
- (3) 本文5「スクリーニング検査」について、検査法を一部削除及び追加するとともに、それを別添3に規定することとしたこと。
- (4) 本文6「確認検査」について、生化学的性状試験の CLIG 培地に係る情報を削除したこと。
- (5) その他所要の改正。